

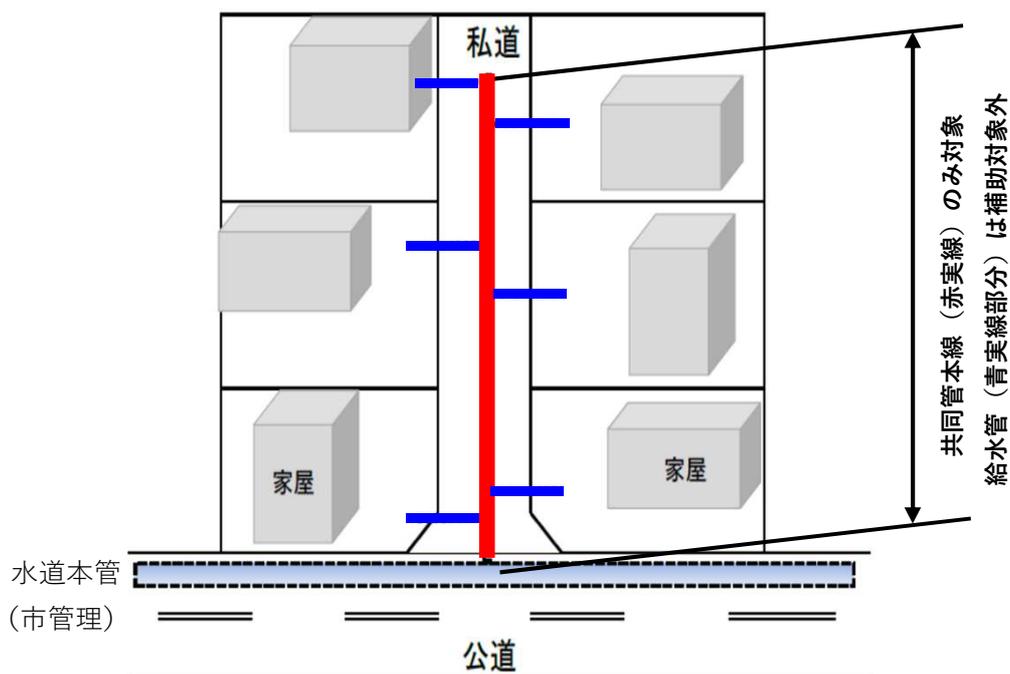
日田市共同管敷設替え補助金交付Q&A

【概要・目的などに関すること】

Q1-1. 共同管とは何ですか？

A1-1. 所有者の異なる2戸以上の家屋に給水している給水管をいいます。

【共同管イメージ図】



Q1-2. 何のために補助金制度を設けているのですか？

A1-2. 上下水道局では、局所有の水道管は計画的に更新を行っていますが、共同管はお客さまの財産であるため、上下水道局では更新を行っていません。しかし、更新には多くの費用が必要となることから更新が進まず、今後ますます老朽化が進み漏水事故などの増加が予測されます。

このため、古くなった共同管の更新を促進し、漏水事故の低減と維持管理の向上を図ることを目的として補助金制度を設けています。

Q1-3. すべての共同管の更新工事が補助金の対象となりますか？

A1-3. 古くなった共同管を更新する場合や、同一私道内に布設された複数の給水管を統合して更新する場合(交付対象イメージ図)で、次の1から3の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 給水区域内の私道に布設される共同管であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1)漏水・出水不良又は赤水の発生頻度が高いもの
- (2)布設後相当年数が経過し、漏水・出水不良又は赤水の発生のおそれのある経年管であること。

2. 共同管の所有者、共同管箇所土地所有者、水道使用者その他関係者全員の同意が得られること。
3. 賃貸住宅で、共同管又は給水管の所有者が賃料等を得ているものではないこと。
(営利目的の場合、対象になりません。)

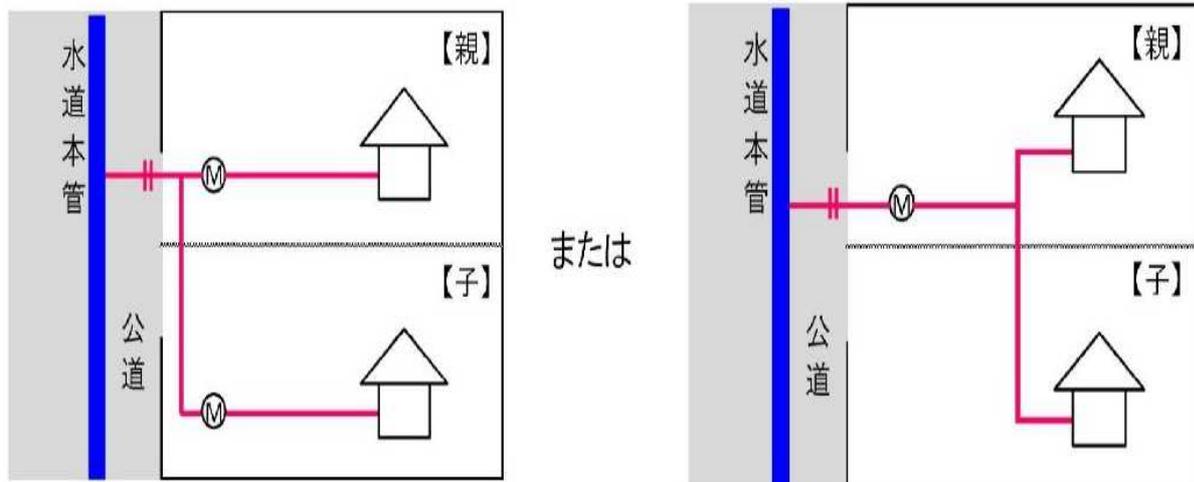
Q1-4. 補助金の交付を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A1-4. 共同管補助金交付申請書・給水装置工事申込書・その他必要書類を提出していただくようになります。詳しくは、施設工務課までお問合せ下さい。
なお、工事については、日田市指定給水装置工事事業者に限りません。

【補助金対象の具体例】

Q2-1. 下図のような、親子(別世帯)で共同使用している場合も対象となりますか？

A2-1. 私道に布設される共同管が対象であり、図のような場合は、一般の交通の用に供する私道(公衆用道路)ではないため、親子別世帯で共同使用されていても対象となりません。



Q2-2. 2件だけで共同使用している場合も対象となりますか？

A2-2. 私道に布設される共同管は2件でも対象となります。

Q2-3. 賃貸住宅も対象となりますか？

A2-3. 賃貸住宅など、営利目的の場合は対象となりません。

Q2-4. 局所的な更新を行う場合も対象となりますか？

A2-4. 古くなった共同管の更新を促進し、漏水事故の低減と維持管理の向上を図ることを目的としているため、局所的な更新は対象となります。

【補助金の交付要件に関すること】

Q3-1. 補助金交付の対象要件に「著しい老朽化等により、管理者が特に布設替えが必要であると認めること。」とありますが、具体的にどのような場合ですか。

A3-1. 布設後経過年数を問わず漏水・出水不良又は、赤水発生のおそれがある経年管であると認められた管であり、安定した水の供給が出来ない管を対象とします。(VP・GP管等) また、下水道本管やガス管など他の施設の工事と併せて共同管の更新を行う場合は対象とすることが出来ます。詳しくは、施設工務課までお問い合わせください。

Q3-2. 共同管の共同所有者のうち1人が所在不明のため、関係者全員の同意が得られませんが、補助金の交付を受けることができますか？

A3-2. 関係者が所在不明などで、一般的に同意を得ることが非常に困難と認められる場合は、補助金の交付を認めることもありますので、施設工務課までご相談ください。

Q3-3. 現在複数件で使用している共同管を、複数の管に分けて更新(使用)する場合は対象となりますか？

A3-3. 対象になりません。

Q3-4. 現在25mmの共同管を共同使用しているが、50mmに増口径して更新する場合は、すべての費用が対象となりますか？

A3-4. 増口径分は補助金の対象になりません。ただし、複数の既設管をまとめる場合であって、既設管と同じ口径では水圧不足などの問題が発生する場合は、適切な口径への増口径分も対象となります。

なお、新設にあわせて既存管を統合する場合の新設部分は対象になりません。(あくまで更新に要する費用を対象とします。)

Q3-5. 申請者が日田市に在住してなくても申請は出来ますか？

A3-5. 住所は問いません、申請できます。ただし、給水装置工事申込書において、代理人選任届が必要となります。

【補助金額に関すること】

Q4-1. 補助金の額は、共同管の更新に要する費用のうち、水道施設の工事費(上限70万円)となっていますが、70万円以内であれば全ての材料費・接続切替工事費も補助対象になりますか？

A4-1. 接続切替工事は対象になりません。市は共同管の本管のみ助成しますが、当該区間の接続切替え工事はおお客様のご負担になります。

Q4-2. 補助金は、「予算の範囲内で交付する。」となっていますが、予算がなくなった場合は補助金の交付を受けることができませんか？

A4-2. 補助金の交付は承認順となります。補助金の交付状況により、当該年度の予算がなくなった場合は、補助金の交付はできません。

Q4-3. 既に工事を終えた箇所でも補助の対象となりますか？

A4-3. 補助金の対象にはなりません。工事着手前に申請をお願いします。